

伊豆市建設計画 新旧対照表

頁	変更後	現行
2	<p>第1章 序論</p> <p>1 (略)</p> <p>2 計画策定の方針</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 計画の期間</p> <p>この計画は、長期的な視野に立った建設計画であり、平成16年度から令和6年度までの21カ年の計画とする。(略)</p>	<p>第1章 序論</p> <p>1 (略)</p> <p>2 計画策定の方針</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 計画の期間</p> <p>この計画は、長期的な視野に立った建設計画であり、平成16年度から平成31年度までの16カ年の計画とする。(略)</p>
3	<p>第2章 (略)</p>	<p>第2章 (略)</p>
6	<p>第3章 主要指標の見通し</p> <p>1 人口</p> <p>(1) 総人口</p> <p>新市の人口は、平成7年から27年の人口移動をもとに推計すると、少子高齢化の影響や若年層の転出等により人口は今後も減少することが予想される。</p> <p>しかし、合併後の社会基盤整備や新産業育成などの施策により人口減少傾向を緩やかなものとし、令和7年における総人口は27,764人と見込む。</p> <p>(2) 年齢階層別人口</p> <p>(略)</p> <p>老年人口は、近年の高齢化の進展に伴って増加することが予想され、平成27年では37.5%が令和7年では42.7%にまで上昇することが想定される。</p> <p>(3) 就業人口</p> <p>(略)</p> <p>このうち第1次産業就業人口は、就業者の高齢化や後継者の不足などにより令和7年で976人までに減少することが予想される。</p> <p>第2次産業就業人口についても、可住地面積が少ないことなどから特に製造業等の事業所の進出が見込まれないため令和7年の就業者が2,232人程度になると見込まれる。</p> <p>第3次産業就業人口は、経済社会のソフト化や情報化、サービス化の</p>	<p>第3章 主要指標の見通し</p> <p>1 人口</p> <p>(1) 総人口</p> <p>新市の人口は、平成7年から22年の人口移動をもとに推計すると、少子高齢化の影響や若年層の転出等により人口は今後も減少することが予想される。</p> <p>しかし、合併後の社会基盤整備や新産業育成などの施策により人口減少傾向を緩やかなものとし、平成32年における総人口は29,870人と見込む。</p> <p>(2) 年齢階層別人口</p> <p>(略)</p> <p>老年人口は、近年の高齢化の進展に伴って増加することが予想され、平成22年では31.6%が平成32年では40.0%にまで上昇することが想定される。</p> <p>(3) 就業人口</p> <p>(略)</p> <p>このうち第1次産業就業人口は、就業者の高齢化や後継者の不足などにより平成32年で890人までに減少することが予想される。</p> <p>第2次産業就業人口についても、可住地面積が少ないことなどから特に製造業等の事業所の進出が見込まれないため平成32年の就業者が2,310人程度になると見込まれる。</p> <p>第3次産業就業人口は、経済社会のソフト化や情報化、サービス化の</p>

進展により全就業者に占める割合は令和7年には72.8%にまで増加するものと予想され、就業人口は9,856人と想定される。

2 世帯

世帯については、核家族化の進行や単身世帯の増加などによる世帯人員の減少により一世帯当たりの人員は平成27年の2.58人から令和7年には2.32人に減少することが予想される。

人口及び世帯の見通し

(単位：人、%)

区 分	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年	令和7年
総人口	39,426	38,581	36,627	34,202	31,317	29,557	27,764
年少人口 (0～14歳)	5,900 15.0	5,275 13.7	4,513 12.3	3,617 10.6	2,933 9.4	2,541 8.6	2,340 8.4
生産年齢人口 (15～64歳)	25,325 64.2	23,749 61.6	21,860 59.7	19,765 57.8	16,489 52.7	14,858 50.3	13,576 48.9
老年人口 (65歳以上)	8,200 20.8	9,512 24.7	10,254 28.0	10,795 31.6	11,752 37.5	12,158 41.1	11,848 42.7
就業人口	19,624	17,668	16,876	15,264	14,283	14,045	13,547
第1次産業	2,070 10.5	1,618 9.2	1,519 9.0	1,177 7.7	1,225 8.6	1,061 7.6	976 7.2
第2次産業	4,214 21.5	3,574 20.2	3,306 19.6	2,766 18.1	2,496 17.5	2,394 17.0	2,232 16.5
第3次産業	13,307 67.8	12,454 70.5	11,941 70.8	11,163 73.1	9,907 69.4	10,152 72.3	9,856 72.8
一般世帯数	12,450	12,533	12,696	12,567	12,136	12,092	11,986
1世帯当たり人員	3.11	2.99	2.88	2.72	2.58	2.44	2.32

(注1) 総人口及び年齢階層別人口は、平成7年から平成27年の人口動向をもとに、合併後の新市の施策による影響を考慮し推計した。

(略)

第4章～第5章 (略)

第6章 新市の施策

(略)

1 創造力ある人づくり

【基本方向】 (略)

【施策の方針】

進展により全就業者に占める割合は平成32年には76.6%にまで増加するものと予想され、就業人口は10,460人と想定される。

2 世帯

世帯については、核家族化の進行や単身世帯の増加などによる世帯人員の減少により一世帯当たりの人員は平成22年の2.72人から平成32年には2.56人に減少することが予想される。

人口及び世帯の見通し

(単位：人、%)

区 分	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	平成32年
総人口	39,426	38,581	36,627	34,202	31,910	29,870
年少人口 (0～14歳)	5,900 15.0	5,275 13.7	4,513 12.3	3,617 10.6	3,020 9.5	2,730 9.1
生産年齢人口 (15～64歳)	25,325 64.2	23,749 61.6	21,860 59.7	19,765 57.8	17,200 53.9	15,200 50.9
老年人口 (65歳以上)	8,200 20.8	9,512 24.7	10,254 28.0	10,795 31.6	11,690 36.6	11,940 40.0
就業人口	19,624	17,668	16,876	15,264	14,320	13,660
第1次産業	2,070 10.5	1,618 9.2	1,519 9.0	1,177 7.7	1,000 7.0	890 6.5
第2次産業	4,214 21.5	3,574 20.2	3,306 19.6	2,766 18.1	2,510 17.5	2,310 16.9
第3次産業	13,307 67.8	12,454 70.5	11,941 70.8	11,163 73.1	10,810 75.5	10,460 76.6
一般世帯数	12,450	12,533	12,696	12,567	12,140	11,670
1世帯当たり人員	3.11	2.99	2.88	2.72	2.63	2.56

(注1) 総人口及び年齢階層別人口は、平成7年から平成22年の人口動向をもとに、合併後の新市の施策による影響を考慮し推計した。

(略)

第4章～第5章 (略)

第6章 新市の施策

(略)

1 創造力ある人づくり

【基本方向】 (略)

【施策の方針】

7

14

15

(1) ~ (2) (略)

(3) 学校教育の充実
(略)

施設の整備については、学校再編の必要性を十分に検討し、施設の新設、改築を進めるとともに、子どもたちが安心して学習できるよう老朽化した校舎や体育館などの補修、改修を推進する。

(4) 歴史・文化の保存と継承
(略)

また、総合会館や郷土資料館など歴史・芸術・文化活動の拠点となる施設の整備充実を図り、新たな祭りやイベントの開催などを通じて新市にふさわしい新たな芸術・文化の醸成と発信に取り組む。

(5) ~ (6) (略)

具体的施策

施 策	主 要 事 業 概 要
地域を担う人づくりの推進	伊豆未来塾（仮称）の創設
生涯学習の推進	図書館ネットワーク化事業、図書及び情報機器の整備、生涯学習推進計画の策定、公民館講座の推進
学校教育の充実	学校施設の再編整備、教育内容の充実、幼稚園の整備充実、遠距離通学対策、学校給食施設の整備、ボランティア学習・体験学習の推進
歴史文化の保存と継承	各種文化事業の推進、史跡・文化財の保護、総合会館の維持補修、郷土資料館・美術館の整備
スポーツ・レクリエーションの推進	各種スポーツ大会の開催、スポーツ施設の改修整備
国際化への対応	国際交流事業の推進、国際理解教育の充実

(1) ~ (2) (略)

(3) 学校教育の充実
(略)

施設の整備については、学校再編計画に基づく施設の新設、改築を進めるとともに、子どもたちが安心して学習できるよう老朽化した校舎や体育館などの補修、改修を推進する。

(4) 歴史・文化の保存と継承
(略)

また、総合会館や郷土資料館など_____活動の拠点となる施設の整備充実を図り、新たな祭りやイベントの開催などを通じて新市にふさわしい新たな____文化の醸成と発信に取り組む。

(5) ~ (6) (略)

具体的施策

施 策	主 要 事 業 概 要
地域を担う人づくりの推進	伊豆未来塾（仮称）の創設
生涯学習の推進	図書館ネットワーク化事業、図書及び情報機器の整備、生涯学習推進計画の策定、公民館講座の推進
学校教育の充実	学校施設の再編整備、教育内容の充実、幼稚園の整備充実、遠距離通学対策、学校給食施設の整備、ボランティア学習・体験学習の推進
歴史文化の保存と継承	各種文化事業の推進、史跡・文化財の保護、総合会館の維持補修、郷土資料館_____の整備
スポーツ・レクリエーションの推進	各種スポーツ大会の開催、スポーツ施設の改修整備
国際化への対応	国際交流事業の推進、国際理解教育の充実

16

17

2 誰もがいきいき暮らせるまちづくり

【基本方向】 (略)

【施策の方針】

(1) 健康づくりの推進
(略)

母子保健事業、成人・老人保健事業や各種検診の充実、保健・医

2 誰もがいきいき暮らせるまちづくり

【基本方向】 (略)

【施策の方針】

(1) 健康づくりの推進
(略)

母子保健事業、成人・老人保健事業や各種検診の充実、保健・

療の連携による相談体制を充実するとともに地域医療体制の確保を図る。

(2)～(6) (略)

具体的な施策

施 策	主 要 事 業 概 要
健康づくりの推進	健康づくり推進事業、住民健診事業、温泉利用健康増進事業、地域医療体制確保事業
地域福祉の充実	社会福祉協議会補助、ボランティア教育の充実、総合福祉センター整備
高齢者福祉の充実	シルバー人材センター補助、在宅介護支援センター事業、デイサービスセンター整備、生活支援ハウス整備
障害者福祉の充実	障害者医療費助成事業、在宅福祉事業
少子化対策、子育て支援の充実	保育所運営事業、保育所施設の改築・補修、子育て支援センターの整備充実、放課後児童クラブ事業

18

医療の連携による相談体制を充実する_____。

(2)～(6) (略)

具体的な施策

施 策	主 要 事 業 概 要
健康づくりの推進	健康づくり推進事業、住民健診事業、温泉利用健康増進事業_____
地域福祉の充実	社会福祉協議会補助、ボランティア教育の充実、総合福祉センター整備
高齢者福祉の充実	シルバー人材センター補助、在宅介護支援センター事業、デイサービスセンター整備、生活支援ハウス整備
障害者福祉の充実	障害者医療費助成事業、在宅福祉事業
少子化対策、子育て支援の充実	保育所運営事業、保育所施設の改築・補修、子育て支援センターの整備充実、放課後児童クラブ事業

19

3 住むにも訪れるにも心地よい環境のまちづくり

【基本方向】 (略)

【施策の方針】

(1) (略)

(2) 環境衛生の充実
(略)

また、老朽化しているごみ処理施設については恒久的な対策を講じる必要があり、新たな枠組みの中で、環境に配慮したごみ処理施設を整備する。

さらに、リサイクル施設についても老朽化が著しいことから整備を進める。

(略)

(3)～(6) (略)

具体的施策

施 策	主 要 事 業 概 要
自然環境の保全と活用	竹林整備事業、花づくり推進事業、水源涵養林保全事業 里山整備事業、遊歩道整備事業、森林ボランティア交流推進事業

20

3 住むにも訪れるにも心地よい環境のまちづくり

【基本方向】 (略)

【施策の方針】

(1) (略)

(2) 環境衛生の充実
(略)

また、老朽化しているごみ処理施設については恒久的な対策を講じる必要があり、新たな枠組みの中で、環境に配慮したごみ処理施設を整備する。

(略)

(3)～(6) (略)

具体的施策

施 策	主 要 事 業 概 要
自然環境の保全と活用	竹林整備事業、花づくり推進事業、水源涵養林保全事業 里山整備事業、遊歩道整備事業、森林ボランティア交流推進事業

環境衛生の充実	ごみ処理施設整備事業、し尿処理施設整備事業、農業集落排水施設整備事業、合併浄化槽助成事業、特定地域生活排水処理事業、畜場建設事業、リサイクル施設整備事業
上下水道の整備	上水道老朽管整備事業、配水地整備事業、上水道統合整備事業、公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業
消防・交通安全の推進、救急体制の整備	消防・防災無線統合・更新事業、消防設備の整備、交通安全施設整備事業、田方南消防署建設事業、土肥支署建設事業、防災拠点施設整備事業
公園・広場の整備、ユニバーサル	公園整備事業、公共施設バリアフリー化事業
デザインの推進	
住環境の整備	市営住宅の改修・補修、宅地造成事業

4～6 (略)

28 第7章 新市における静岡県事業の推進

1 (略)

2 新市における静岡県事業

施策	主要事業概要
自然環境の保全と活用	新市における自然環境の保全・活用を支援する。 ・海岸環境整備事業（土肥町小土肥地区） ・生活環境保全林整備事業（天城湯ヶ島町本柿木地区）
農林水産業の振興	農林業振興の基盤となる広域的な農林道の整備を推進し新市における農林業の振興を支援する。 ・中山間総合整備事業の推進（中伊豆やすらぎ地区、修善寺地区、天城湯ヶ島地区） ・一般農道整備事業（中伊豆・修善寺、土肥中央） ・林道整備事業（土肥戸田線、達原線、上池線） ・経営体育成基盤整備事業（土肥南部地区）
交通基盤の整備	合併後の新市の交通基盤の骨格となる次の国道や主要県道の整備を推進する。 ・伊豆縦貫自動車道天城北道路アクセス道路整備 ・国道136号改良事業 ・県道伊東・西伊豆線整備 ・県道修善寺・天城湯ヶ島線整備
防災基盤の整備	急傾斜地対策や治山事業などを実施し新市における災害

環境衛生の充実	ごみ処理施設整備事業、し尿処理施設整備事業、農業集落排水施設整備事業、合併浄化槽助成事業、特定地域生活排水処理事業、畜場建設事業
上下水道の整備	上水道老朽管整備事業、配水地整備事業、上水道統合整備事業、公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業
消防・交通安全の推進、救急体制の整備	消防・防災無線統合_____事業、消防設備の整備、交通安全施設整備事業、田方南消防署建設事業、土肥支署建設事業_____
公園・広場の整備、ユニバーサル	公園整備事業、公共施設バリアフリー化事業
デザインの推進	
住環境の整備	市営住宅の改修・補修、宅地造成事業

4～6 (略)

第7章 新市における静岡県事業の推進

1 (略)

2 新市における静岡県事業

施策	主要事業概要
自然環境の保全と活用	新市における自然環境の保全・活用を支援する。 ・海岸環境整備事業（土肥町小土肥地区） ・生活環境保全林整備事業（天城湯ヶ島町本柿木地区）
農林水産業の振興	農林業振興の基盤となる広域的な農林道の整備を推進し新市における農林業の振興を支援する。 ・中山間総合整備事業の推進（中伊豆やすらぎ地区、修善寺地区、天城湯ヶ島地区） ・一般農道整備事業（中伊豆・修善寺、土肥中央） ・林道整備事業（土肥戸田線、達原線、上池線） ・土地改良総合整備事業（土肥南部地区）
交通基盤の整備	合併後の新市の交通基盤の骨格となる次の国道や主要県道の整備を推進する。 ・伊豆縦貫自動車道天城北道路アクセス道路整備 ・国道136号改良事業 ・県道伊東・西伊豆線整備 ・県道修善寺・天城湯ヶ島線整備
防災基盤の整備	急傾斜地対策や治山事業などを実施し新市における災害

	防止を支援する。 ・急傾斜地崩壊対策事業（ <u>修善寺</u> 地区ほか） ・県営治山事業（天城湯ヶ島地区ほか） ・津波対策事業（土肥町八木沢地区）
--	--

29 第8章 財政計画
別紙のとおり

	防止を支援する。 ・急傾斜地崩壊対策事業（ <u>土肥町馬場</u> 地区ほか） ・県営治山事業（天城湯ヶ島地区ほか） ・津波対策事業（土肥町八木沢地区）
--	--

第8章 財政計画
別紙のとおり

1歳入つづき

(単位：百万円)

区 分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
地 方 税	4,727	4,596	4,609	4,420	4,459	4,467
地 方 譲 与 税	278	270	229	214	204	193
利子割交付金等	24	23	21	20	50	51
地方消費税交付金	357	356	342	333	330	404
ゴルフ場利用税交付金	161	146	135	128	132	127
自動車取得税交付金	106	91	66	84	76	30
地方特例交付金	63	71	65	13	12	10
地 方 交 付 税	4,913	5,217	5,552	5,563	5,672	5,589
交通安全対策特別交付金	8	7	8	8	8	7
分担金及び負担金	165	155	159	159	135	129
使用料及び手数料	276	338	309	321	301	304
国庫支出金	1,948	1,735	1,164	1,298	1,652	1,504
県 支 出 金	1,003	943	983	870	976	1,129
財 産 収 入	59	31	82	116	97	81
寄 附 金	3	4	3	3	3	3
繰 入 金	180	173	118	496	277	52
繰 越 金	945	1,083	1,164	1,169	1,339	1,200
諸 収 入	284	225	300	251	335	334
地 方 債	1,139	1,322	899	1,379	1,451	2,248
合 計	16,639	16,786	16,208	16,845	17,509	17,862

2歳出つづき

区 分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
人 件 費	3,003	3,025	2,988	2,919	2,810	2,916
扶 助 費	1,282	1,490	1,661	1,736	1,775	1,910
公 債 費	1,832	1,572	1,535	1,452	1,450	1,447
物 件 費	2,128	2,229	2,301	2,310	2,238	2,388
維持補修費	60	66	97	93	94	114
補助費等	2,367	2,002	1,866	1,853	2,130	2,080
繰 出 金	1,991	1,998	2,062	1,891	1,928	1,790
積 立 金	654	822	712	810	718	648
投資・出資・貸付金	0	0	0	0	0	0
普通建設事業費	2,246	2,418	1,824	2,442	3,164	3,207
合 計	15,563	15,622	15,046	15,506	16,307	16,500

1歳入つづき

(単位：百万円)

区 分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
地 方 税	4,727	4,596	4,609	4,420	4,459	4,382
地 方 譲 与 税	278	270	229	214	204	197
利子割交付金等	24	23	21	20	50	35
地方消費税交付金	357	356	342	333	330	386
ゴルフ場利用税交付金	161	146	135	128	132	125
自動車取得税交付金	106	91	66	84	76	36
地方特例交付金	63	71	65	13	12	10
地 方 交 付 税	4,913	5,217	5,552	5,563	5,672	5,390
交通安全対策特別交付金	8	7	8	8	8	8
分担金及び負担金	165	155	159	159	135	214
使用料及び手数料	276	338	309	321	301	221
国庫支出金	1,948	1,735	1,164	1,298	1,652	1,492
県 支 出 金	1,003	943	983	870	976	1,303
財 産 収 入	59	31	82	116	97	53
寄 附 金	3	4	3	3	3	3
繰 入 金	180	173	118	496	277	39
繰 越 金	945	1,083	1,164	1,169	1,339	1,112
諸 収 入	284	225	300	251	335	296
地 方 債	1,139	1,322	899	1,379	1,451	2,320
合 計	16,639	16,786	16,208	16,845	17,509	17,621

2歳出つづき

区 分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
人 件 費	3,003	3,025	2,988	2,919	2,810	3,004
扶 助 費	1,282	1,490	1,661	1,736	1,775	1,908
公 債 費	1,832	1,572	1,535	1,452	1,450	1,480
物 件 費	2,128	2,229	2,301	2,310	2,238	2,629
維持補修費	60	66	97	93	94	115
補助費等	2,367	2,002	1,866	1,853	2,130	2,470
繰 出 金	1,991	1,998	2,062	1,891	1,928	1,923
積 立 金	654	822	712	810	718	727
投資・出資・貸付金	0	0	0	0	0	0
普通建設事業費	2,246	2,418	1,824	2,442	3,164	3,365
合 計	15,563	15,622	15,046	15,506	16,307	17,621

1 歳入つづき

(単位：百万円)

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
地 方 税	4,365	4,310	4,326	4,318	4,319
地方譲与税	186	184	184	185	200
利子割交付金等	48	25	43	32	38
地方消費税交付金	668	581	588	606	581
ゴルフ場利用税交付金	132	130	131	129	123
自動車取得税交付金	48	50	68	71	35
環境性能割交付金	0	0	0	0	32
地方特例交付金	10	12	13	13	35
地方交付税	5,568	5,256	5,122	4,976	5,118
交通安全対策特別交付金	7	7	7	6	7
分担金及び負担金	150	147	145	141	124
使用料及び手数料	284	249	228	224	220
国庫支出金	1,663	1,532	1,690	1,648	1,717
県支出金	1,069	1,061	952	1,030	1,162
財産収入	57	79	78	78	77
寄附金	36	226	259	397	400
繰入金	673	732	543	1,039	1,135
繰越金	1,362	1,410	1,072	995	742
諸収入	239	297	308	280	295
地方債	973	1,089	1,112	4,336	2,053
合 計	17,538	17,377	16,869	20,504	18,413

2 歳出つづき

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
人 件 費	2,984	2,914	2,814	2,825	2,983
扶 助 費	1,889	2,070	2,155	2,120	2,250
公 債 費	1,322	1,350	1,385	1,469	1,611
物 件 費	2,593	2,584	2,492	2,562	3,018
維持補修費	105	100	111	117	109
補助費等	2,399	1,858	1,954	1,997	2,176
繰 出 金	1,816	2,254	2,202	2,174	2,146
積 立 金	541	799	744	3,267	787
投資・出資・貸付金	0	0	0	0	0
普通建設事業費	2,480	2,376	2,017	3,054	3,333
合 計	16,129	16,305	15,874	19,585	18,413

1 歳入つづき

(単位：百万円)

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
地 方 税	4,300	4,300	4,300	4,300	4,250
地方譲与税	197	195	195	195	195
利子割交付金等	35	35	35	35	35
地方消費税交付金	450	500	500	500	500
ゴルフ場利用税交付金	125	125	125	125	125
自動車取得税交付金	20	0	0	0	0
地方特例交付金	10	10	10	9	9
地方交付税	5,192	4,853	4,515	4,176	4,129
交通安全対策特別交付金	8	8	8	8	8
分担金及び負担金	214	214	214	214	214
使用料及び手数料	222	222	222	222	222
国庫支出金	1,420	1,276	1,184	1,189	1,104
県支出金	1,274	1,047	997	948	899
財産収入	45	45	45	45	45
寄附金	5	5	5	5	5
繰入金	208	587	401	643	698
繰越金	400	400	400	400	400
諸収入	293	293	293	293	293
地方債	1,800	1,527	814	753	458
合 計	16,218	15,642	14,263	14,061	13,588

2 歳出つづき

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
人 件 費	2,800	2,731	2,669	2,604	2,574
扶 助 費	1,887	1,924	1,943	1,943	1,943
公 債 費	1,358	1,441	1,466	1,583	1,577
物 件 費	2,250	2,182	2,116	2,052	1,990
維持補修費	100	100	100	100	100
補助費等	2,100	2,037	1,997	1,958	1,939
繰 出 金	1,961	2,000	1,790	1,825	1,861
積 立 金	735	321	248	235	218
投資・出資・貸付金	0	0	0	0	0
普通建設事業費	3,027	2,906	1,934	1,761	1,387
合 計	16,218	15,642	14,263	14,061	13,588

1 歳入つづき

(単位：百万円)

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
地 方 税	4,251	4,168	4,134	4,100	4,022
地 方 譲 与 税	201	201	209	209	209
利子割交付金等	38	38	38	38	38
地方消費税交付金	666	668	668	668	668
ゴルフ場利用税交付金	131	131	131	131	131
自動車取得税交付金	0	0	0	0	0
環境性能割交付金	67	67	67	67	67
地方特例交付金	21	21	21	21	21
地 方 交 付 税	5,009	4,964	5,062	5,167	5,283
交通安全対策特別交付金	7	7	7	7	7
分担金及び負担金	124	124	124	124	124
使用料及び手数料	217	215	212	210	208
国庫支出金	1,551	2,132	1,482	2,248	2,529
県支出金	1,345	1,085	1,168	1,125	1,177
財 産 収 入	77	77	77	77	77
寄 附 金	400	400	400	400	400
繰 入 金	1,167	984	957	1,120	1,009
繰 越 金	500	500	500	500	500
諸 収 入	310	310	310	310	310
地 方 債	2,261	5,650	4,136	3,293	4,565
合 計	18,343	21,742	19,703	19,815	21,345

2 歳出つづき

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
人 件 費	3,127	3,119	3,119	3,061	3,046
扶 助 費	2,296	2,344	2,393	2,443	2,494
公 債 費	1,600	1,704	1,838	1,991	2,104
物 件 費	2,804	2,691	2,624	2,615	2,565
維持補修費	108	107	105	104	103
補 助 費 等	2,220	2,064	2,042	2,021	1,999
繰 出 金	2,032	2,030	2,014	1,999	1,979
積 立 金	650	650	650	650	650
投資・出資・貸付金	0	0	0	0	0
普通建設事業費	3,506	7,033	4,918	4,931	6,405
合 計	18,343	21,742	19,703	19,815	21,345

<p>(略)</p> <p>ただし、今後示される地方分権改革の方向を考慮し、必要に応じ見直しを行うこととする。(平成30年度までの値は実績。令和元年度以降の値は、過去の実績や最近の傾向を勘案し、再積算した。)</p> <p>第1款 歳入</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 繰入金</p> <p>年度間の財源を調整するための財政調整基金のほか設置目的に沿った事業財源として特定目的基金を効率的に活用する。</p> <p>(6) (略)</p> <p>第2款 歳出</p> <p>(1) 人件費</p> <p>制度改正による影響や定年退職予定者と新規採用職員の増減を勘案し算定した。</p> <p>(2) 物件費</p> <p>過去の実績等を基に、制度改正による影響等を勘案し算定した。</p> <p>(3)～(4) (略)</p> <p>(5) 公債費</p> <p>平成30年度末までの起債残高と令和元年度以降の新市建設計画事業等に伴う新たな地方債に係る償還見込額を加えて算定した。</p> <p>(6) 積立金</p> <p>ふるさと納税による寄附金や地方財政法による基金への積み立てを見込んだ。</p> <p>(7) 繰出金</p> <p>国民健康保険特別会計や下水道事業____会計等____への繰出額を見込んだ。</p> <p>(8) (略)</p>	<p>(略)</p> <p>ただし、今後示される地方分権改革の方向を考慮し、必要に応じ見直しを行うこととする。(平成25年度までの値は実績。平成26年度以降の値は、過去の実績や最近の傾向を勘案し、再積算した。)</p> <p>第1款 歳入</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 繰入金</p> <p>年度間の財源を調整するための財政調整基金_____を効率的に活用する。</p> <p>(6) (略)</p> <p>第2款 歳出</p> <p>(1) 人件費</p> <p>定員管理計画に基づき、定年退職予定者と新規採用職員の増減を勘案し算定した。</p> <p>(2) 物件費</p> <p>過去の実績等により算定し、消費税率の上昇やアウトソーシングによる委託料の増加等を見込んだ。</p> <p>(3)～(4) (略)</p> <p>(5) 公債費</p> <p>平成25年度末までの起債残高と平成26年度以降の新市建設計画事業等に伴う新たな地方債に係る償還見込額を加えて算定した。</p> <p>(6) 積立金</p> <p>_____地方財政法による基金への積み立てを見込んだ。</p> <p>(7) 繰出金</p> <p>国民健康保険特別会計や下水道事業特別会計等、特別会計への繰出額を見込んだ。</p> <p>(8) (略)</p>
--	---

34